

一時保育利用料の無償化についてのお知らせ

幼児教育無償化の一環として、3歳児クラス以上の児童を対象に区立および区立民営保育園における一時保育の利用料が一部無償化されました。

一時保育の利用料をお支払い後、対象の方が必要書類を提出された場合、無償化上限額の範囲内で利用料を還付します。

対象児童や申請方法等の詳細は以下のとおりです。

1. 無償化対象児童と上限額

対象児童	無償化上限額
①私立幼稚園または私立認定こども園（1号認定）、または特別支援学校に在籍する、3歳児クラスから5歳児クラスの児童	11,300円/月※
②上記①以外の、3歳児クラスから5歳児クラスの児童	37,000円/月※

・一時保育利用時に品川区に居住しており、住民票がある世帯のみが対象です。

※無償化上限額は、私立幼稚園や認証保育所、認可外保育施設などの国の幼児教育無償化対象である「子育てのための施設等利用給付」の給付金と合算したうえで適用します。合算後、無償化上限額を超過する場合は、「子育てのための施設等利用給付」を優先します。

（例）4月に私立幼稚園の預かり保育を利用した方が「子育てのための施設等利用給付」を受けた場合、無償化上限額は11,300円です。預かり保育の利用料が8,000円の場合には、4月の一時保育の利用料が最大で3,300円還付されます。

2. 無償化の申請方法

（1）必要書類

- ・ 一時保育無償化に関する確認書（各利用月につき1枚）

（2）書類配付場所

- ・ 利用する保育園（品川区のホームページでもダウンロード可能）

（3）提出期限

- ・ 各月の一時保育の利用最終日まで

※事情により上記期限までに提出ができない場合には、利用月の翌月末日まで書類の提出を受け付けます。利用月の翌月末日を超えた申請は一切受け付けできませんのでご注意ください。なお、月末日が土日祝日にあたる場合はその前日、また12月については最終開園日（土・日曜除く）となります。

（4）提出先

- ・ 利用する保育園

3. 利用料の還付方法

国の幼児教育無償化対象である「子育てのための施設等利用給付」の給付金を確認後、利用料の還付が発生する方には、「一時保育利用料減額適用通知書」と「一時保育利用料還付口座登録届出書」を送付します。

利用料は「一時保育利用料還付口座登録届出書」でご提出いただいた口座に還付します。なお、利用料の還付が発生しない場合は、その旨を通知します。